

工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用基準

東日本大震災に伴う復旧・復興工事が本格化するなか、特定の資材の価格や労務単価等が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格等に差が生じている可能性があることから、当初契約締結後に単価適用年月を変更し設計単価を変更する場合について、必要事項を定めるものである。

1 対象工事

当初契約の締結日が平成25年3月29日以降の一関市営建設工事とする。

2 変更対象資材等

当初契約締結後に単価適用年月を変更し設計単価を変更するものは、資材単価、労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。

3 基準日

基準日は当初契約締結日とする。

4 本運用に基づく請求

受注者は本運用に基づく単価適用年月の変更を請求する場合は、当初契約締結日から14日以内に別紙様式により発注者に請求するものとする。

ただし、何らかの理由により前段に指定した期間内に請求が困難な場合は、発注者と協議し承諾を得た場合に限り請求できるものとする。

5 適用単価の変更

受注者から単価適用年月の変更の請求があった場合、発注者は、基準日時点で岩手県が通知（設定）している最新の設計単価資料（「土木関係設計単価表」、「農業農村整備事業設計材料単価表」又は「公共住宅・建築工事積算単価表」等をいう。）の設計単価に変更するものとする。

工事毎に見積及び特別調査等（以下「見積資材等」という。）により設定している設計単価については、変更の対象としないものとする。ただし、見積資材等の工事費が全体工事費に占める割合が大きい場合は、別途考慮することができるものとする。

設計単価の変更に伴う契約変更（第1回）は、原則として単価適用年月の変更のみとし、契約数量、契約図面及び仕様書等は変更しないものとする。

6 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの併用

単価適用年月の変更を請求した場合においても、一関市営建設工事請負契約書別記第25条第1項から第4項まで(いわゆる「全体スライド」)、第5項(いわゆる「単品スライド」)及び第6項(いわゆる「インフレスライド」)の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

7 適用除外工事

次に該当する工事は、本運用の適用除外工事とする。

請求日時点で出来高が発生している工事

その他発注者が適用除外と認めた工事

8 注意事項

設計単価資料については、市場の動向に応じ毎月改定していることから、単価適用年月の変更を請求し設計単価を変更した場合、契約変更(第1回)後の請負代金額が減額になる場合がある。

附則 この運用基準は、平成25年4月23日から施行する。

別紙様式

年 月 日

一関市長 様

受注者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

単価適用年月変更請求書

次の工事について単価適用年月の変更を請求します。

記

1 工事名

工事

2 工事場所

一関市 地内

3 当初請負代金額（税込）

金 円

4 当初契約年月日

年 月 日